

1. 令和6年度以降の技術検定制度概要(改正概要)

○ 1 級の受検資格

(改正前)

学 歴	第 1 次検定	第 2 次検定
大 学 (指 定 学 科)	卒業後 3年実務	
短大、高専(指定学科)	卒業後 5年実務	
高等学校(指定学科)	卒業後 10年実務	
大 学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.5年実務	
高 等 学 校	卒業後 11.5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外	15年実務	

(いずれも指導監督の実務経験1年を含む必要あり)

(改正後)

第 1 次検定	第 2 次検定 ※1
19歳以上 (当該年度末時点)	1次検定合格後の 特定実務経験※ ² (1年)を含む 実務経験 3 年 等

※1 実務経験について、1次検定合格後、
 ・特定実務経験(1年)を含む実務経験の場合は3年
 ・監理技術者補佐としての実務経験の場合は1年
 ・その他の実務経験の場合は5年
 その他の受検資格等については、次ページ以降参照
 令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能

※2 特定実務経験とは、請負金額4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の
 建設工事において、監理技術者・主任技術者(監理技術者資格者証を有する
 者に限る)の指導の下、または自ら監理技術者・主任技術者として 行った経験

○ 2 級の受検資格

(改正前)

学 歴	第 1 次検定	第 2 次検定
大 学 (指 定 学 科)	17歳以上 (当該年度末時点)	卒業後 1年実務
短大、高専(指定学科)		卒業後 2年実務
高等学校(指定学科)		卒業後 3年実務
大 学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外		卒業後 8年実務

(改正後)

第 1 次検定	第 2 次検定 ※3
17歳以上 (当該年度末時点) ※従前どおり(変更なし)	<ul style="list-style-type: none"> 1次検定合格後、 実務経験 3 年 1 級 1 次検定合格後、 実務経験 1 年

※3 1次検定合格後の実務経験について、機械種目の場合は2年
 その他の受検資格等については、次ページ以降参照
 令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能

2. 令和6年度以降の技術検定制度概要(受検資格要件①)

①令和6年度以降の受検資格要件

	第1次検定	第2次検定
1級	年度末時点での年齢が19歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ○1級1次検定合格後、 <ul style="list-style-type: none"> ・実務経験5年以上 ・特定実務経験(※) 1年以上を含む実務経験3年以上 ・監理技術者補佐としての実務経験1年以上 ○2級2次検定合格後 <ul style="list-style-type: none"> ・実務経験5年以上(1級1次検定合格者に限る) ・特定実務経験(※) 1年以上を含む実務経験3年以上(1級1次検定合格者に限る)
2級	年度末時点での年齢が17歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ○2級1次検定合格後、実務経験3年以上(建設機械種目については2年以上) ○1級1次検定合格後、実務経験1年以上

※特定実務経験

請負金額4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の建設工事において、監理技術者・主任技術者(当該業種の監理技術者資格者証を有する者に限る)の指導の下、または自ら監理技術者・主任技術者として行った経験

(発注者側技術者の経験、建設業法の技術者配置に関する規定の適用を受けない工事の経験等は特定実務経験には該当しない)

3. 令和6年度以降の技術検定制度概要(受検資格要件②) 国土交通省

②第2次検定に関し、①と同等と認められる受検資格要件

(1) 検定種目ごとの受検資格

●1級第2次検定

土木	技術士第二次試験(建設部門、上下水道部門等)合格後、実務経験5年(特定実務経験1年を含む場合3年)以上
建築	1級建築士試験合格後、実務経験5年(特定実務経験1年を含む場合3年)以上
電気	第1種電気工事士試験合格後または免状交付後、実務経験5年(特定実務経験1年を含む場合3年)以上(別途1級1次検定に合格することが必要)

●2級第2次検定

建設機械	建設機械操作施工の経験6年以上(別途2級1次検定に合格することが必要)
土木	技術士第二次試験(建設部門、上下水道部門等)合格後、実務経験1年以上
建築	1級建築士試験合格後、実務経験1年
電気	電気工事士試験または電気主任技術者試験の合格後または免状交付後、実務経験1年以上(別途1級又は2級1次検定に合格することが必要)
電気通信	電気通信主任技術者試験合格後または資格者証交付後、実務経験1年以上(別途1級又は2級1次検定に合格することが必要)

(2) 経過措置による受検資格

- ・令和10年度までの間は、**制度改正前の受検資格要件による2次検定受検が可能**
- ・令和6年度から10年度までの間に、有効な2次検定受検票の交付を受けた場合、令和11年度以降も引き続き同2次検定を受検可能(旧2級学科試験合格者及び同日受検における1次検定不合格者を除く)
- ・旧2級学科試験合格者の経過措置については従前どおり合格年度を含む12年以内かつ連続2回に限り当該2次検定を制度改正前の資格要件で受検可能

4. 令和6年度以降の技術検定制度概要(試験の一部免除等)

○第1次検定の一部免除の対象等

免除を受けることができる者	免除の範囲
大学の土木工学の専門課程卒業生(大学改革支援・学位授与機構により専攻分野を土木工学とする学士の学位認定を受けた者、大学院に飛び入学した者を含む)	土木種目の1級及び2級の一次検定のうち工学基礎に関する問題
短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の土木工学の専門課程卒業生	土木種目の2級の一次検定のうち工学基礎に関する問題
大学の建築学の専門課程卒業生(大学改革支援・学位授与機構により専攻分野を建築学とする学士の学位認定を受けた者、大学院に飛び入学した者を含む)	建築種目の1級及び2級の一次検定のうち工学基礎に関する問題
短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の建築学の専門課程卒業生	建築種目の2級の一次検定のうち工学基礎に関する問題

※いずれも、令和6年度以降の入学者又は学位認定者に限り、令和11年度以降の検定が対象

※当該学科(またはコース等)が高度な専門教育を行うもの(所要の専門課程等の単位数が卒業条件となっていること)であることについて学校が証明し試験機関に届け出たもの(詳細は検討中)を適用対象とする。(個人の申請による個別認定は行わない。)

令和6年度以降の技術検定に係る運用の詳細は、現在検討中です。

運用の詳細は、追って、お知らせをさせていただきますが、

それまでの間は、試験の公平性を確保するため、個別のお問い合わせへの対応は致しかねますので、ご理解頂きますようお願いいたします。